

訪問看護ステーション ほわいと

(介護予防) 訪問看護

契約書

重要事項説明書

株式会社ほわいと



## 訪問看護ステーション ほわいと

### (介護予防) 訪問看護契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者様」とします。）及び株式会社ほわいと（以下「事業者」とします。）が開設する訪問看護ステーション ほわいと（以下「事業所」とします。）が利用者様に対して提供する（介護予防）訪問看護（以下「本サービス」とします。）について、次のとおり契約（以下「本契約」とします。）を締結します。

#### 第1条（契約期間及び更新）

1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約の満了日の7日までに、利用者様から事業所に対して、契約終了の申し出がない場合は、契約の満了日翌日から1年間、本契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

#### 第2条（契約終了）

1 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約を終了します。

①契約の満了日の7日前までに（第1条第2項の規定により）、利用者様から契約終了の意思表示がなされ、その契約終了日に至った場合

②第3条の規定により、利用者様から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至った場合

③第4条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至った場合

2 利用者様が死亡した場合、本契約は自動的に終了します。

3 本条第1項及び第2項の場合においても、利用者様は既の実施した本サービスについては、所定のサービス料金を事業者を支払う者とします。

### 第3条（利用者様の解除権）

1 利用者様は、本サービスが不要になった場合には、契約の有効期限内であっても本契約を解除することができます。この場合は、本契約解除希望日の7日前までに事業者に出すものとします。

2 利用者様、事業者が以下の事由に該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。

①不法行為を行った場合

②第7条の守秘義務に違反した場合

③正当な理由がなく本サービスの提供を拒否した場合

④上記各号の他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### 第4条（事業者の解除権）

事業者は、次の場合、利用者様又はそのご家族等に説明を行うことにより、本契約を解除することができます。

①やむを得ない事情があり、利用者様に対して契約解除日の1か月前までにその理由を記した文書を交付し、その契約解除日に至った場合

②利用者様によるサービス利用料金の支払いが2か月以上滞納し、1か月以上の予告期間を定めた催告にもかかわらず、その予告期間が満了した場合

③利用者様又

はそのご家族等が、事業所の従業員の生命、身体及び財産を傷つけるなど、その人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合

④利用者様又はそのご家族等と、事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

## 第5条（利用料金）

1 利用者様は、事業者に対して、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいて計算された利用料金を支払うものとします。

2 本サービスの利用について介護保険の適用がある場合には、利用者様は、前項の利用料金から保険給付額を差し引いた利用者様負担金を支払うものとします。

3 サービス利用料金の支払い方法は、原則として口座引き落としにより支払うものとします。

4 事業所の料金体制は、厚生労働省が定める介護報酬に準拠するものとします。

5 緊急に計画外のサービス提供があり、そのサービスが保険適用外のサービスの場合には、利用者様より別途料金を徴収する場合があります。

6 その他の費用 利用者様のご都合によってはキャンセル料が発生する場合がございます。

## 第6条（本サービス提供の記録）

1 事業所は利用者様の日常生活全般の状態、希望を踏まえて、本サービス目標、当核目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）訪問看護計画書を作成します。

2 事業所は、本サービスの提供に関して、（介護予防）訪問看護計画書等の記録をつけることとし、提供内容、従業者、設備及び備品に関する情報及び会計に関する情報をその完結の日から5年間保存するものとします。

3 利用者様は、事業所の営業時間内にサービス事業所にて、利用者様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

## 第7条（秘密保持及び個人情報の保護）

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。

2 事業者は、そのサービス提供上知り得た利用者様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等につい

て、守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。

3 事業者及びその従業者は、必要な範囲において利用者様及びそのご家族等の個人情報を取り扱います。なお、利用者様及びそのご家族等の個人情報の取扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。

4 前記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

#### 第8条（天災等不可効力）

1 本契約の有効期限内、天災その他事業所の責めに帰さない事由により本サービスの実施ができなくなった場合には、事業所は利用者様に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合においても、利用者様は既に実施した本サービスについては、所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

#### 第9条（損害賠償）

1 事業者は、利用者様に対する本サービスの提供にあたって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者様又はそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者様又はそのご家族等に過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。

2 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。

3 修理又は復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数、耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。

4 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。

5 利用者様又はそのご家族等は、利用者様又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、事業所の従業員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

## 第 10 条（代理人）

1 利用者様は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、代理人をもって本契約の締結を行うことができます。

2 代理人は、利用者様の代行者として、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は次のとおりとします。

(1) 本契約の締結手続き

- (2) 利用料金の支払い
- (3) その他、利用者様のサービス利用にかかわる一切の事項
- (4) 代理人を変更する場合の通知

3 代理人において、本契約上の代理人としての義務の履行が不可能又は著しく支障をきたす理由が生じた場合、利用者様は新たな代理人を選定し、事業者へ通知しなければなりません。

#### 第 11 条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者様又はそのご家族等及び事業者は誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

#### 第 12 条 （第三者機関の仲介）

利用者様又はそのご家族等及び事業者双方の協議によっても、解決が困難な事態が生じた場合には、利用者様又はそのご家族等及び事業者は、第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとします。

#### 第 13 条 （合意管轄）

利用者様及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様の住所地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意をします。

以上

## (介護予防) 訪問看護重要事項説明書

この重要事項説明書は、株式会社ほわいと（以下「事業者」とします。）が開設する訪問看護ステーション ほわいと（以下「事業所」とします。）が、利用者様に訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「本サービス」とします。）を提供することにあたり、利用者様に対し、事業者及び事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、利用者様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

### 第1条（事業所の各称及び所在地等）

事業所の名称：訪問看護ステーション ほわいと

所在地：愛媛県松山市中村三丁目1番9号

電話番号等：TEL 089-907-1512 FAX 089-913-0914

指定事業所番号：3860192529

通常の事業の実施地域：松山市（ただし、島嶼部を除きます。）東温市、伊予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町とします。

### 第2条（会社概要）

事業者：株式会社ほわいと

代表番号：089-913-0913

代表者役職氏名：代表取締役 高橋 寿美

実施事業：介護保険法による居宅サービス事業及び介護予防サービス事業

### 第3条（本サービスの目的）

事業者が開設する事業所が行う本サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、事業所の保健師、看護師又は准看護師等が、利用者様の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助の適切な本サービスを提供することを目的とします。

### 第4条（運営の方針）

事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者様の心身機能の維持回復を図り、もって利用者様の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2 事業の実施に当たっては、要介護状態となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

### 第5条（従業員の職種、員数及び職務内容等）

事業所は、本サービスの提供にあたる従業員の職種、員数として、法に定められている人員の基準に基づいて、次のとおり配置します。

職種	人数	常勤	非常勤	備考
管理者	1名	1名		看護師と兼務
看護師	12名	11名	1名	常勤1名は管理者と兼務
理学療法士	2名	2名	0名	
作業療法士	0名	0名	0名	
言語聴覚士	0名	0名	0名	

1. 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行います。
2. 看護師は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた(介護予防)訪問看護計画書を基にサービスの提供を行います。サービスの提供にあたって看護師は訪問看護指示書及び居宅サービス計画をふまえて、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成を担当します。
3. 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた(介護予防)訪問看護計画書を基にサービスの提供（在宅におけるリハビリテーション）を行います。

### 第6条（営業日及び営業時間）

営業日：月曜日～金曜日（12月31日～1月3日を除きます。）

営業時間：営業日の8時30分～17時30分

時間外・休日のサービス提供は、相談に応じます。また、電話等による連絡は、24時間可能とします。

24時間連絡が可能な連絡先は、電話番号 089-913-0913です。17時30分～8時30分は転送になります。

#### 第7条（サービス内容）

事業所が提供する本サービスの内容は以下のとおりです。

1. 病状・障害等の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

#### 第8条（利用料その他の費用の額）

1. 本サービスを提供した場合に、利用者様から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、本サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とします。金額の詳細は「料金表別表」のとおりです（非課税となります。）。支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。
2. 介護保険対象外の費用は、次のとおりです。

ご遺体のケア料（エンゼルセット込）	20,000円（税別）
-------------------	-------------

3. お客様の都合により、本サービスがキャンセルとなった場合は、下記の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日17時までのご連絡	無料
②サービス利用日の前営業日17時以降のご連絡	3,000円

※ ただし、利用者様の病状の急変や急な入院等の場合キャンセル料は請求致しません。

4. 前月の本サービスご利用分に関する利用者様の負担金を、事業所が定める期日までにお支払いいただきます。
5. お支払方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。
6. 介護保険の改定により利用料が変更した場合は通知により報告することで承諾したこととする。

## 第9条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 事業者及びその従業員は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族等の秘密及び個人情報について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外に開示しません。
2. 事業者は、そのサービス提供上知り得た利用者様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより、退職後も同様とします。
3. 事業者及びその従業員は、必要な範囲において利用者様及びそのご家族等の個人情報を取り扱います。なお、利用者様及びそのご家族等の個人情報の取扱いに関しては、文書によりそれぞれに對して別途同意を得るものとします。
4. 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

## 第10条（本サービス相談窓口、苦情受付窓口及び対応の手順）

1. 事業所における本サービスのご利用に係る相談窓口及び苦情の受付窓口は次のとおりです。

管理者          河野 千里                                  (089) 907-1512

対応日時：月曜日から金曜日の8時30分～17時30分。

但し、祝日及び12月31日から翌年1月3日を除く。

2. 介護サービスの相談及び苦情受付窓口は次のとおりです。

各市町村 松山市 介護保険課 (089) 948-696

8

伊予市 長寿介護課 (089) 982-111

7

東温市 長寿介護課 (089) 964-440

8

砥部町 介護福祉課 (089) 962-725

5

松前町 保険課 (089) 985-411

5

対応日時：月曜日から金曜日の8時30分～17時15分。但し、祝日及び

12月29日から翌年1月3日を除く。

愛媛県国民健康保険団体連合会 (089) 968-870

0

対応日時：月曜日から金曜日の8時30分～17時15分。但し、祝日及び

12月29日から翌年1月3日を除く。

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (089) 998-3477

対応日時：月曜日から金曜日の9時00分～12時00分、13時00分

～16時30分。但し、祝日及び12月29日から翌年1月3日

を除く。

3. 事業所は、利用者様に対し、本サービスに係る苦情を受け付けた場合、以下の基本手順に基づい

て対応を実施します。

- (1) 苦情があった場合は、利用者様の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- (2) 利用者側に改善策を提示し、了解が得られるように努める。
- (3) 苦情解決担当者が必要と判断した場合は、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに状況を報告し、サービス担当者会議を開催するなど連携して解決策を検討する。
- (4) 内容によっては行政機関に報告し助言や協力を求める。
- (5) 検討の結果、必ず翌日迄には具体的な対応をする。
- (6) 対応後、一定期間様子を見て、問題がなければ完結とする。
- (7) 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

第11条（緊急時、事故発生時の連絡先及び対応の手段）

1. 本サービスの提供中に利用者様に病状の急変が生じた場合やその他の必要な場合及び事故が発生した場合は、次の連絡先へ連絡します。

(1)ご家族

お名前	
電話番号	

(2)主治医

医療機関名	
電話番号	
主治医	

(3)居宅介護支援又は介護予防支援事業者

居宅介護支援事業所名 又は介護予防支援事業所名	
電話番号	
介護支援専門員名	

2. 事業所の緊急時及び事故発生時の対応の手順は次のとおりです。
  - (1) 利用者様の安全確保、救急救命
  - (2) 緊急時、事故発生状況の確認
  - (3) 管理者への連絡
  - (4) ご家族・主治医・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・市町村への連絡
  - (5) 事故発生原因の解明、再発防止への措置
  - (6) 利用者様への事故経過・結果の説明
  
3. 事業所は、利用者様に対し、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡、119 番への通報、救急搬送の実施等の必要な処置を講じます。

#### 第 12 条（損害賠償）

1. 事業所は、利用者に対する本サービスの提供にあたって、事務所の責めに帰すべき事由により利用者様又はそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、担当範囲内においての損害を賠償します。ただし、利用者様又はそのご家族等に過失がある場合は、事務所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。
3. 修理又は復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
4. 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
5. 利用員様又はそのご家族等は、利用者様又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、事業所の従業員の生命、身体及び財産に被害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその被害賠償を請求される場合があります。

#### 第 13 条（介護報酬の改定）

厚生労働省が定める介護報酬の改定があった場合は、事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護報酬に準拠するものとします。

#### 第 14 条（人権擁護及び虐待の防止に関する措置）

1. 事業所は、利用者の人権を擁護するために権利擁護等に関わる相談等に対応し、成年後見人制度等の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行います。

2. 事業所は、高齢者虐待防止のため、責任者を設置する等の体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとし、次にあげる行為が行われた場合は、遅滞なく市町村に通報するものとします。

(1)「身体的虐待」

利用者様の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。

(2)「心理的虐待」

利用者様に対する暴言等著しい心理的外傷を与える行動が行われたと思われる時。

(3)「性的虐待」

利用者様にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。

(4)「介護、世話の放棄」

利用者様を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等利用者様を養護すべき職務上の義務を著しく怠ったと思われる時。

(5)「経済的虐待」

利用者様の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得たと思われる時。

第 15 条（記録の整備）

事業所は、本サービスの提供に関する記録を行うこととし、提供内容、従業員、設備及び備品、会計に

関する情報をその完結の日から5年間保存します。

以上

事業者は、契約書・重要事項説明書に基づいて、本サービスの契約内容の説明を行いました。本契約を証するため、本書を2通作成し、事業者及び利用者様（またはその代理人）は、記名捺印の上各1通を保管するものと

令和 年 月 日

所在地 愛媛県松山市中村三丁目1番9号

事業者名 株式会社ほわいと

代表取締役 高橋 寿美 印

所在地 愛媛県松山市中村三丁目1番9号

事業所名 訪問看護ステーション ほわいと

管理者 河野 千里 印

私は、契約書・重要事項説明書に基づいて、本サービスの契約内容の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者様 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人（利用者様との続柄： \_\_\_\_\_ ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

立会人  または 署名代理人  (当該するものにチェック)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 個人情報の使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、以下に定める条件により必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

#### 1 利用する目的

- (1) 利用者に関わる（介護予防）訪問看護計画書の立案、並びに円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等での情報提供のため。
- (2) 介護支援専門員と（介護予防）訪問看護の実施に係るサービス事業者との連絡調整



住所 松山市中村三丁目 1 番 9 号

名前 \_\_\_\_\_ 印

電話 089-907-1512

(利用者の家族代表)

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

訪問看護ステーション ほわいと

(介護予防) 訪問看護重要事項説明書別紙

この(介護予防)訪問看護重要事項説明書別紙は、(介護予防)訪問看護の加算及び費用の算定において、利用者様の個別の同意が必要な項目に対して、追加で説明を行い、利用者様の意思を確認するためのものです。利用者様のお支払額は、以下の加算料金の自己負担割合に応じた額です。

「介護保険」

(1割負担の場合)

加算の種類	加算単位
緊急時訪問看護加算	600 単位/月

「医療保険」

加算の種類	加算料金
24 時間対応体制加算	680 円/月

利用者様又はそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に 24 時間対応可能な体制であり、必要に応じて計画外の緊急時訪問を行います。

(該当する項目に丸印をご記入下さい)

私は、緊急時訪問看護加算の算定について、(  同意します ・  同意しません )



訪問看護費		単位数		
指定訪問看護ステーション	20分未満		314単位	
	30分未満		471単位	
	30分以上1時間未満		823単位	
	1時間以上1時間30分未満		1,128単位	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合		294単位(1日に2回を超えて実施する場合は90 / 100)	
病院又は診療所	20分未満		266単位	
	30分未満		399単位	
	30分以上1時間未満		574単位	
	1時間以上1時間30分未満		844単位	
定期巡回・随時対応訪問看護看護と連携			1月につき2,961単位	
注・加算・減算①		単位数	注・加算・減算②	単位数
准看護師の場合	指定訪問看護ステーション	×90 / 100	専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき+250単位
	病院又は診療所	×90 / 100		
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 / 100	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき+250単位
業務継続計画未策定減算		-1 / 100		
夜間又は早朝の場合		+25 / 100	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,500単位
深夜の場合		+50 / 100		
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位	遠隔死亡診断補助加算	+150単位
	30分以上の場合	+402単位		
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	1日につき-97単位
	30分以上の場合	+317単位		
1時間30分以上の訪問看護を行う場合	指定訪問看護ステーション	+300単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合又は特定の加算を算定していない場合	1回につき-8単位
	病院又は診療所	+300単位		
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問看護看護と連携)		+800単位	初回加算(Ⅰ)	1月につき+350単位
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90 / 100	初回加算(Ⅱ)	1月につき+300単位
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85 / 100	退院時共同指導加算	1回につき+600単位
特別地域訪問看護加算		+15 / 100	看護・介護職員連携強化加算	1月につき+250単位
中山間地域等における小規模事業所加算		+10 / 100	看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき+550単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5 / 100	看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき+200単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		指定訪問看護ステーション 1月につき+600単位 病院又は診療所 1月につき+325単位	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション及び病院又は診療所 1回につき+6単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		指定訪問看護ステーション 1月につき+315単位 病院又は診療所 1月につき+50単位		定期巡回・随時対応訪問看護看護と連携 1月につき+50単位
特別管理加算(Ⅰ)		1月につき+500単位	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	指定訪問看護ステーション及び病院又は診療所 1回につき+3単位
特別管理加算(Ⅱ)		1月につき+250単位		定期巡回・随時対応訪問看護看護と連携 1月につき+25単位
介護予防訪問看護費		単位数		
指定介護予防訪問看護ステーション	20分未満		303単位	
	30分未満		451単位	
	30分以上1時間未満		794単位	
	1時間以上1時間30分未満		1,090単位	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合		284単位(1日に2回を超えて実施する場合は50 / 100)	
病院又は診療所	20分未満		256単位	
	30分未満		382単位	
	30分以上1時間未満		553単位	
	1時間以上1時間30分未満		814単位	
注・加算・減算①		単位数	注・加算・減算②	単位数
准看護師の場合		×90 / 100	特別管理加算(Ⅰ)	1月につき+500単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 / 100	特別管理加算(Ⅱ)	1月につき+250単位
業務継続計画未策定減算		-1 / 100	専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき+250単位
夜間又は早朝の場合		+25 / 100		
深夜の場合		+50 / 100	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき+250単位
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位		
	30分以上の場合	+402単位		
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合又は特定の加算を算定していない場合	1回につき-8単位
	30分以上の場合	+317単位		
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		+300単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	1回につき-5単位 (上記の減算【※-8単位】を算定している場合は-15単位)
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90 / 100		
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85 / 100	初回加算(Ⅰ)	1月につき+350単位
特別地域介護予防訪問看護加算		+15 / 100	初回加算(Ⅱ)	1月につき+300単位
中山間地域等における小規模事業所加算		+10 / 100	退院時共同指導加算	1回につき+600単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5 / 100	看護体制強化加算	1月につき+100単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+600単位	口腔連携強化加算	1回につき+50単位
	病院又は診療所	1月につき+325単位	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき+6単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+574単位	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき+3単位
	病院又は診療所	1月につき+315単位		

※「特別地域(介護予防)訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時(介護予防)訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の(介護予防)訪問看護に係る加算を算定できるものとする。  
※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

訪問看護基本療養費				算定料				
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師、保健師、助産師の場合	週3日目まで		5,550円				
		週4日目以降		6,550円				
	准看護師の場合	週3日目まで		5,050円				
		週4日目以降		6,050円				
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合			5,550円				
緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合			12,850円					
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,550円				
			週4日目以降	6,550円				
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	2,780円				
			週4日目以降	3,280円				
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,050円				
			週4日目以降	6,050円				
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	2,530円				
		週4日目以降	3,030円					
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	同一建物、同一日2人		5,550円					
	同一建物、同一日3人以上		2,780円					
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問			12,850円					
訪問看護基本療養費	指定訪問看護を受けようとする者(入院中のものに限る)であり一時的に外泊をしている者(厚生労働大臣が定める者)			8,500円				
訪問看護基本療養費の加算①		算定料	訪問看護基本療養費の加算②					
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下	4,500円	
		同一建物3人以上	4,000円			同一建物3人以上	4,000円	
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円			准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円
		同一建物3人以上	7,200円				同一建物3人以上	3,400円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円			その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円
	月15日目以降		2,000円				同一建物3人以上	2,700円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円			その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物2人以下	3,000円
	上記以外の場合		1,300円				同一建物3人以上	2,700円
長時間訪問看護加算			5,200円			その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物2人以下	6,000円
夜間早朝訪問看護加算			2,100円				同一建物3人以上	5,400円
深夜訪問看護加算			4,200円	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日3回以上	同一建物2人以下	10,000円		
特別地域訪問看護加算			所定額の50/100		同一建物3人以上	9,000円		
訪問看護管理療養費								
月の初日の訪問の場合(1月につき)			機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円				
			機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円				
			機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円				
			1から3まで以外の場合	7,670円				
月の2日目以降の訪問の場合(1月につき)			訪問看護管理療養費1	3,000円				
			訪問看護管理療養費2	2,500円				
訪問看護管理療養費の加算①		算定料	訪問看護管理療養費の加算②					
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合		6,800円	在宅患者連携指導加算	在宅患者連携指導加算	3,000円		
	上記以外の場合		6,520円		在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	2,000円		
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合		5,000円	看護・介護職員連携強化加算	看護・介護職員連携強化加算	2,500円		
	上記以外の場合		2,500円		退院時共同指導加算	8,000円		
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合		8,400円	特別管理指導加算	特別管理指導加算	2,000円		
	上記以外の場合		6,000円		訪問看護医療DX情報活用加算	50円		
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合		2,500円					
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合		2,500円					
その他の療養費								
訪問看護ターミナルケア療養費			訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円				
			訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円				
訪問看護情報提供療養費			訪問看護情報提供療養費1	1,500円				
			訪問看護情報提供療養費2	1,500円				
			訪問看護情報提供療養費3	1,500円				
その他の療養費の加算				算定料				
遠隔死亡診断補助加算				1,500円				
ベースアップ評価料								
		算定料						
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)			780円					